

原発事故国、東電に過失

避難者集団訴訟で初判決

前橋地裁が賠償命令

東京電力福島第一原発事故で福島県から群馬県などに避難した住民ら百三十七人が国と東電に計約十五億円の損害賠償を求めた訴訟の判決で、前橋地裁は十七日、「東電は巨大津波を予見しており、事故は防げた」と判断、東電と安全規制を怠った国の賠償責任を認め、うち六十二人について計三千八百五十五万円の支払いを命じた。 〓 関連⑩⑪面、判決要旨⑩面、論説⑩面

原告側弁護士は「原発の津波対策を巡る訴訟で国と東電の過失が認められたのは初めて。国の賠償責任を

- 国と東京電力は巨大津波を予見でき、原発事故を防げた
- 国と東電は原告62人に3855万円を支払え
- 国は東電に対する規制権限を行使せず違法
- 東電は安全性よりも経済的合理性を優先させるなど、非難に値する事実がある

認めたことは極めて大きな意味がある」と評価した。全国で約三十件ある集団訴訟の最初の判決で、影響を与えそうだ。

原道子裁判長は、政府が二〇〇二年、「福島沖を含む日本海溝沿いでマグニチュード八級の津波地震が三十年以内に20%程度の確率で発生する」とした長期評価を発表した数カ月後には、巨大津波の予見は可能だったとし、東電は長期評価に基づき津波の高さを試算した〇八年には実際に予見していたと指摘。

さらに、配電盤を高台に設置するなどの措置は容易で、こうした措置を取って



予見可能性 危険な事態や被害が発生する恐れがあることを事前に認識できたかどうかという点。危険を予見できたのに、対策を怠って重大な結果を招いた場合、過失を問われることがある。東京電力福島第一原発事故を巡

いれば事故は発生しなかったとし、安全より経済的合理性を優先させたことなど「特に非難に値する事実がある」と述べた。

国については、〇七年八月に東電の自発的な津波対策が難しい状況を認識しており、規制権限に基づき対策を取らせるべきだったのに怠ったとして「著しく合理性を欠き、違法」とした。原告は避難指示区域に住んでいた七十六人と区域外からの自主避難者ら六十一人。賠償が認められたのは区域内が十九人で一人当たり七十五万～二百五十万円、区域外が四十三人で七万～七十三万円。

つては、事故を引き起こすほどの巨大津波を予測できなかったとして東京地検が2度、刑事告訴された東電の元会長を不起訴処分としたが、昨年2月、検察官役の指定弁護士が検察審査会の議決に基づき、業務上過失致死傷罪で強制起訴した。

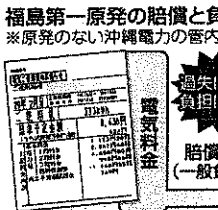
東電賠償は消費者負担

税金プラス電気代上乗せ

前橋地裁は東京電力福島第一原発の事故で国と東電の過失を認定して損害賠償を命じた。だが、判決が確定しても、国の賠償分が税金から支払われるだけでなく、東電の賠償分も消費者が肩代わりして実質的に負担する形になる。東電に過失があると認定されても、国民に負担が回る現行の仕組みの矛盾が改めて露呈されている。

政府は被災者への賠償総額は前年額七百八十億、二〇年度からは同九百九十六億と予想。賠償金を支払った際に政府と大手電力会社でつくる「原子力損害賠償・廃炉等支援機構」がいったん立て替えて、大手電力会社が契約者の電気料に上乗せして支払う「一般負担金」で埋め合わせる仕組みになっている。二〇一〇年度からは大手以外の契約者にも負担金を課す。東電を利用する平均世帯(月一二十六十路時使用)への上乗せ

は前年額七百八十億、二〇年度からは同九百九十六億と予想。賠償金を支払った際に政府と大手電力会社でつくる「原子力損害賠償・廃炉等支援機構」がいったん立て替えて、大手電力会社が契約者の電気料に上乗せして支払う「一般負担金」で埋め合わせる仕組みになっている。二〇一〇年度からは大手以外の契約者にも負担金を課す。東電を利用する平均世帯(月一二十六十路時使用)への上乗せ



福島第一原発の賠償と負担の仕組み
 ※原発のない沖縄電力の管内は対象外



東京電力ホールディングスは、福島第一原発事故に伴う賠償を東電に命じた十七日の前橋地裁と同様の判決が相次ぐ。被害者への賠償費用が一段と膨らみ恐れがある。東電の広報直江社長は同日の記者会見で「損害がある限り賠償しなければいけない」と話し、経営に影響を及ぼす可能性もありそうだ。

判決は巨大津波の予見が可能で、事故は防げたと判断。これまでの賠償費用を総額六兆七千四百二十五億円と見積もっているが、係争中の同様の訴訟は約三十件で、原告は約一万二千人に上り、この程度賠償費用が増えるの見通しは仄々だった。

敗訴続けば経営圧迫

賠償を求めた根拠が別の裁判でも認められれば、経営再建中の東電は新たな不安材料を背負うことになる。

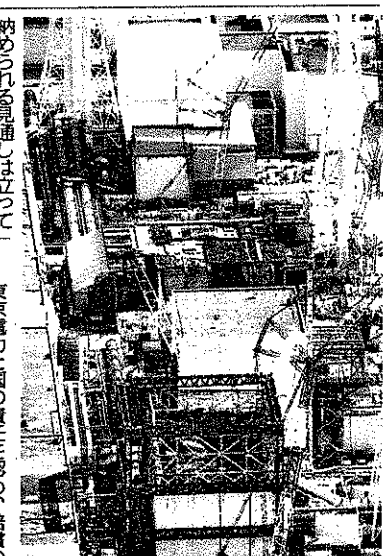
東電は、賠償費用の見積額を定期的に見直した上で、原子力損害賠償・廃炉等支援機構を通じて資金援助を受け、被害者に支払っている。借りた資金は東電と、原発を保有する大手電力会社が負担金として機構に返済する仕組みだ。

判決で認められた賠償に関して、機構の仕組みで支払うとされるが、東電関係者は影響について「現時点では何とも言えない」としてこらえる。

電力大手「予想していたが厳しい内容」

ただ九電を除く各電力は原発再稼働が進まず厳しい経営を強いられており、先行きを見通せない。東電と同型の沸騰水型軽水炉を持つ東北電力の担当者は「東電の話であり、判決内容の詳細を把握していないため、現時点でのコメントは差し控える」と言葉少な。電気事業者連合会も「個別の訴訟については申し上げる立場はない」と述べた。東電と火力発電事業を完全統合する方針が決まっており、事故の賠償費用の負担が増えることを懸念している。

地方大手電力の関係者は「予想はしていたが、厳しい内容だ」と指摘。「賠償額の多寡ではない」と語った。九州電力は川内原発(鹿児島県薩摩川内市)1、2号機が稼働中で、玄海原発(佐賀県玄海町)3、4号機も再稼働が視野に入りつつある。九電関係者は「東日本大震災後、新規制基準を求められる以上の安全対策を施し、さまざまな訓練も実施している」とした上で、「今回の判決が管内の原発運用に直接的な影響を与えないのではないかと」と冷静に受け止めた。



東京電力福島第一原発。手前から1、2、3、4号機=10日

東京電力福島第一原発事故避難者の集団訴訟で、十七日の前橋地裁判決の要旨は次の通り。

【事故原因】

津波が到来し、6号機を築く各タービン建屋地下に設置された配電盤が浸水し、冷却機能を喪失したことが原因。

【予見可能性】

東電が予見できた津波の高さが、原発の敷地範囲を超える津波と言えれば予見可能性を肯定できる。

東電は「一九九一年の海水(いすい)事故非排用用一七兆瓦機機(100)と非排用配電盤が水に浸した(断断)を(いすい)と認認していた。

国の地震調査研究推進本部が決定、公表する「長期評価一は、最も悪化する予見可能な状況を手測した(0)。二〇〇三年七月三十一日(指定された長期評価は、三箇中北部の震源域沖の日本海溝で、M2.5にシフト

原発避難訴訟 判決要旨

(M) Bクラスの地震が三十年以内に約20%、五十年以内に約30%の確率で発生すると推定された。原告の津波対策を考慮したはたはならない合理的なものだ。公表の数日後には想定津波の計算が可能だった。東電が〇八年(五)「敷地範囲で一五・七」として試算した結果に照して、敷地範囲を覆う超える計算結果になったと認められた。

東電は、非常用電源設備を海水に浸した津波の到来、遅くとも公表から数日後には予見可能(〇八年(五)「五)には実際に予見していた。

【結果回避可能性】

配電盤の浸水は、給電口から侵入した津波によるもの。①給電口の位置を上げる②配電盤と冷却式非排用DGを上層から西側の高台に設置する③など予見可能かを確保していれば事故は発生せず、期間や費用の点からでも容易だった。東電は高台周辺で

【賠償責任】

原告が請求の根拠とする平穩な生活権は放射能汚染で汚染された環境で生活し、被ばくの恐れと不安に悩まされ、利益の人格差違権(居住移転と職業選択の自由)の内心の静穏な感情を害され、利益(包括する権利)。請求根拠に健康被害や財産権侵害が含まれていない。

【賠償額算定の考慮要素】

原告は「取り返しのつかない被害」が多数の住民に生じた性質がある。国と東電の非難性の有無と程度は考慮要素になり得る。東電は「安全側面」に立って事故対策を取る方針を堅持しなければならぬ。経済的合理性を安全性に優先させたと考えられてもやむを得ない。必要に応じて

【賠償額】

た津波対策を取るまで、各原告は約二、三、五年間で実施可能な電源車の高台配備やケーブルの敷設といった一定の対策を履行した。この規制当局から行政指導による津波の損害を受けながら、長期評価に基づいて津波対策を命じた。東電には特に非難に値する事実があり、非難性の程度は賠償額の考慮要素になる。

【賠償水準】

賠償水準は多数の被害者への中間指針は公平、適正に実現するため一定の損害額を算定した。あくまで自主的に解決するための指針。避難指示に基づいて避難する自主避難者に金額の差が存在しても、これを考慮要素とするのは相当でない。指針を超える損害は最終的には裁判などで判断される。

【国々の損害】

原告個々の損害は、平穩生活権侵害で精神的苦痛を受けたことが争点となる。賠償額は東電と同額だ。

【国の責任】

規制権限がないという国の主張は、事故発生前から津波対策を取り扱っていた実態の国の対応に反し、不合理で採用できない。国の責任が東電と比べて補充的とは言えず、国が賠償すべき賠償額は東電と同額だ。